平成２６年（フ）第３６号
茨城県神栖市矢田部12739番地18
債務者　平野　七恵
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１２１号
茨城県猿島郡境町1856番地１　メゾン大塚102号室、前住所茨城県猿島郡境町大字長井戸1707番地４
債務者　鈴木寿美礼
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４６号
茨城県下妻市下妻丁72番地６　リュミエールレジデンス205、前住所茨城県下妻市下妻戊388番地１
債務者　小沼　竹生
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５１０号
千葉県市川市市川４丁目６番７―401号　真間川マンション
債務者　織田　勇一
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
新潟市秋葉区新栄町16番21―24号
債務者　坂爪勝亜紀
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８３号
山梨県甲府市里吉１丁目１番17号　七沢荘
債務者　下條　秋裕
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
長野県諏訪市大字上諏訪13322番地３　蓼の海第４団地51―１
債務者　菊地　里美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２３２号
岐阜市島田東町51番地３
債務者　増田登志浩
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２６４号
岐阜県本巣市宗慶278番地
債務者　犬飼　孝平
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５号
滋賀県長浜市四ツ塚町164番地12
債務者　織田ひでとこと　ＯＤＡ　ＳＩＬＶＩＯ　ＨＩＤＥＴＯ
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市富安２丁目124番地　シンシア201号
債務者　槌井　照子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
山口県下関市彦島本村町５丁目14番10号
債務者　常信サヨ子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
山口県下関市豊浦町大字小串４番地16
債務者　原本多津子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
愛媛県四国中央市土居町天満1751番地、前住所愛媛県四国中央市川之江町1038番地35
債務者　山中　一人
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８７号
愛媛県四国中央市金田町金川乙473番地２、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町2835番地12
債務者　大西　美幸
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５６号
宮崎市堀川町190番地１　Ｓ・Ｔクローバー104号
債務者　富永　道人
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８２号
宮崎市佐土原町東上那珂15779番地１　市営住宅下村56棟８号
債務者　石垣　悦男
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係